

伊勢湾における海岸漂着物等に関する行政評価・監視結果に基づく改善措置状況の概要

- 調査の実施時期：平成 24 年 8 月～11 月
- 調査対象機関：中部地方環境事務所、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、三重森林管理署、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市、市町村、関係団体等
- 所見表示（改善通知）年月日：平成 25 年 2 月 4 日（通知先：中部地方環境事務所、中部地方整備局）
- 回答年月日：平成 25 年 3 月 18 日（中部地方環境事務所）、平成 25 年 3 月 13 日（中部地方整備局）

所見表示の要旨（概要）	回答の要旨（概要）
<p>1 伊勢湾における海岸漂着物対策の推進</p> <p>中部地方環境事務所は、伊勢湾における海岸漂着物等対策を推進する観点から、次の事項について効果的な手法を調査検討するとともに、その結果を踏まえて、中部地方整備局が設置している伊勢湾再生推進会議の場等を活用して、関係機関が協議するよう助言していく必要がある。</p> <p>① 関係機関が実施した海岸漂着物等対策の取組効果を客観的に把握・分析するため、海岸漂着物等の発生（漂着）状況について、経年的な推移を把握していくこと。また、閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等対策については、関係機関が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、伊勢湾全体の海岸漂着物等の発生抑制対策の指標を設けることについて検討すること。</p> <p>② 流木等の自然系漂着物の発生抑制対策について検討すること。</p>	<p>【中部地方環境事務所回答】</p> <p>ご指摘については、①②の各事項について、効果的な手法を検討する方向である。また、平成 24 年度地域環境保全対策費補助金等を活用して、関係機関が一体となって取り組むよう、各種会議等の場において助言する方向で検討を進めている。</p>

所見表示の要旨（概要）	回答の要旨（概要）
<p>2 海岸清掃作業における安全管理の徹底</p> <p>中部地方環境事務所は、海岸清掃に参加する民間団体等の安全確保を図る観点から、愛知県及び三重県に対して、清掃マニュアルを参考に、海岸清掃作業の安全管理を徹底するよう助言する必要がある。</p> <p>3 海岸漂着物の発生抑制につながる取組の推進</p> <p>(1) 河川の維持管理の推進</p> <p>中部地方整備局は、河川の維持管理を推進する観点から、管内の河川事務所等に対し、海岸漂着物の発生抑制の視点も念頭に置いて河川管理を行うとともに、以下の措置を講じるよう指示する必要がある。</p> <p>① 車を止めやすく不法投棄されやすい場所及び自然系ごみが堆積しやすい場所を重点的に巡視する箇所を含めるなど、河川巡視方法を工夫すること。</p>	<p>【中部地方環境事務所回答】</p> <p>ご指摘については、環境省本省から平成25年4月頃を目処に、各地方環境事務所を通じて全国各自治体に対し改めて清掃マニュアルに基づく作業の安全管理を徹底するよう周知を図る方向で検討を進めており、また、中部地方環境事務所から愛知県及び三重県の海岸漂着物対策推進協議会の場でも同様の助言をする予定である。</p> <p>【中部地方整備局回答】</p> <p>今回の行政評価・監視結果については、管内の河川事務所等に対しても、会議等の場を活用して周知するが、その際には、日常的な河川の維持管理を推進することが、海岸漂着物の発生抑制の一部につながることも触れる予定である。個別の指摘については、以下のとおり回答する。</p> <p>河川巡視では不法投棄によるゴミ等の監視だけでなく、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域内における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集等について概括的に異常を発見することを目的として行っている。</p> <p>したがって、引き続き、ゴミ等についての日々状況報告を行うとともに、不法投棄の甚だしい箇所については通常の車上巡視だけでなく、不法投棄の現状確認及び対策を行うため、徒歩により特定の目的に特化した目的別の河川巡視を行う他、不法投棄されやすい場所等の注意箇所について河川カルテへの記録、必要に応じた注意看板等の設置によるゴミ等の発生抑制や対策の効率化を図っていく。</p>

所見表示の要旨（概要）	回答の要旨（概要）
<p>② 河道内樹木で、枯れる等により水面に倒れかかり、治水上も支障が生じるおそれのあるものについては、鳥類・魚類・昆虫等の生息環境に与える影響等にも配慮しつつ、支障の大きなものについて撤去を検討すること。</p> <p>③ 不法係留船対策計画における重点的撤去区域だけでなく、他の河川区域においても、河川巡視等により発見した不法係留船等で、老朽化して長期間放置されているものなど、治水上支障の大きいものについては、警告を発するとともに、警告で示した自主撤去の期限を過ぎた場合には強制撤去の手続を進めること。</p>	<p>河道内の樹木は、繁茂の状態によって河川の流下能力に支障をきたす恐れがある一方で、鳥類・魚類・昆虫等の多様な生物の良好な生息・生育・繁殖環境の場として重要な役割を果たしている。</p> <p>樹木の伐採にあたっては治水上の影響を第一義に考え、環境上の視点や住民等との連携によるコスト縮減等にも配慮しながら実施していく。</p> <p>不法係留船については、河川管理上の支障が著しい場合には、重点的撤去区域の内外を問わず、強制的撤去や廃棄物処理等の措置を講じているところ。今後も、警告表示を行うなど、地元市町・警察とも連携しながら最も適切な方法で対応していきたい。</p> <p>なお、中部管区行政評価局が昨年 10 月に実施した現地調査において把握した主な個別事例に対する現在までの措置状況は以下のとおりである。</p> <p>① ペットボトル等の人力で回収できる生活系ゴミに関しては、川と海のクリーン大作戦の参加者を主体に回収している。</p> <p>危険物とされるLPガスボンベ（事例No.1-①）については、原因者の特定まで至らなかったため河川管理者において処分した。</p> <p>流木等については、必要に応じて対応するとともに河川巡視において継続監視している。</p> <p>また、事例No.1-③においては、ホームレス等による不法占用と考えられるものもあり、ゴミ等と断定ができない状況であるため、引き続き河川巡視において継続監視していく。</p> <p>② 不法係留船については、所有者の調査を行っているところであり、所有者判明の場合には所有者へ撤去を指導し、所有者が不明な場合、</p>

所見表示の要旨（概要）	回答の要旨（概要）
<p>(2) 河川美化のための民間団体等との連携強化</p> <p>中部地方整備局は、海岸漂着物の発生抑制対策につながる効果的な取組及び河川愛護運動を推進する観点から、アダプト制度の未導入である河川事務所への導入や、河川愛護月間中に民間団体等と連携した河川の一斉清掃の新たな企画・実施など、民間団体等が行う河川清掃などの美化活動が一層促進されるような方策を検討する必要がある。</p>	<p>河川管理上の支障が著しい場合は、予算調整の上、河川管理者による撤去を行う予定である。</p> <p>なお、事例 No. 3－⑤は、木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書（以下「計画書」という。）により平成 26 年度以降、重点的撤去区域に指定し対策にあたる予定箇所であり、当該箇所の廃船については、現時点において河川管理上著しい影響は無いことから、経過観察の上、計画書に従い、平成 26 年度以降の対策に合わせて処分したい。</p> <p>ただし、管内の船舶の係留状況等については、全船について状況を把握していることから、洪水等により河川管理上支障があると判断した場合には、個別に処分等を行う予定。</p> <p>ゴミは、水辺の景観を悪くするだけではなく、水辺で生活するさまざまな動植物の生息場にも悪い影響を与えることから、川と海のクリーン大作戦を沿岸域及び流域の方々の協力を得ながら、効率的・効果的に実施しているところである。</p> <p>また、河川美化のためにも、積極的な民間団体等との連携や、経費削減のために流木の無料配布等の取組も実施している。</p> <p>ご指摘のあったアダプト制度の活用については、流域の合意形成ができたところから、その導入を図ってきたところであり、引き続き、制度活用について検討していく。</p> <p>中部地方整備局としては、河川愛護月間等を活用しながら、民間団体等との連携を図り、河川清掃などの美化活動に引き続き取り組んでいきたい。</p>